

令和 4 年 第 5 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 4 年 5 月 9 日（月） 午前 9 時 05 分～ 10 時 47 分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員（36 人）

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員
19 番 森 邦之 委員	20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員
22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子委員
35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員

4. 欠席委員（1 人）

25 番 岩石 学 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 3 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について
- 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 5 非農地証明願いについて
- 6 令和 4 年白石町農用地利用集積計画（5 号）の承認決定について
- 7 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 8 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）の承認について（案）の承認について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 あっせん申し出の取下げについて
- 3 形状変更届出について

業務連絡事項

- 1 第6回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	川崎正己
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和4年5月第5回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、25番 岩石学委員から欠席の届け出がっております。

ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。では、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、7番 川崎勝巳委員、8番 淵上誠委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 96 号 ～ 議案番号第 97 号 =

議長 初めに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第96号、97号につきましては農地交換としての関連議案ですので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 まず、議案番号第96号。権利の種類は所有権移転、交換でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

議案の位置図は、1ページをご覧ください。

次に、議案番号第97号。権利の種類は所有権移転、同じく交換でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

議案の位置図は、2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として4月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、事務局長からの説明にもあったように、譲渡人、譲受人双方の要望による農地の交換であります。

世帯毎の営農状況につきましては、議案第 96 号の譲受人、〇〇氏は、米、牧草、野菜中心に約 50 a を耕作されています。

議案第 97 号の譲受人、〇〇氏は、米、麦、大豆を中心に約 13.6ha 兩名とも、周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。まず、議案番号第 96 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 96 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

次に、議案番号第 97 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 97 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 98 号 ＝

議長 議案番号第 98 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 98 号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請事由は、譲渡人、譲受人の要望で、総額〇〇円、10a 当たりの対価は〇〇円です。

議案の位置図は、3 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として4月25日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は現在、米・蓮根を中心に約5.8haの規模で営農されています。

譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについては、議事参与の制限がございます。○番、○○委員については、退室をお願いします。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第98号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第98号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 ○番、○○委員の入室を認めます。

= 議案番号第 99 号 =

議長 議案番号第99号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第99号。権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請事由は、相続時精算課税制度を適用した、子に対する贈与です。

議案の位置図は、4ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 99 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 99 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 100 号＝

議長 議案番号第 100 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 100 号。権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、子の夫に対する贈与です。
議案の位置図は、3 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。先ほどの位置図ですが、ページ数が合っていないのではないのでしょうか。

事務局長 失礼いたしました。議案の位置図の部分で、議案番号第 99 号と第 100 号につきましては、位置図はございませんので、訂正いたします。ご指摘、ありがとうございます。

議長 議案番号第 100 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 100 号。権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、子の夫に対する贈与です。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。
ここの贈与税は、概算的にいくらぐらいとかわかりますでしょうか。

事務局 贈与税の計算になりますけれども、贈与税の計算が、その土地の評価額×評価の

算定をするための倍数をかけなければいけないため、かけると、〇〇円の贈与財産という計算になります。

今回は、相続時精算課税制度適用ではなく、通常の贈与になりますので、〇〇円から、基礎控除額 1,100,000 円を引いた〇〇円に 10% 乗じた〇〇円程度が贈与税になるのではないかと思います。プラス、今回は、別に、不動産取得税。不動産取得税は、評価額の 3% になりますので、おおよそ、1 反あたり、〇〇円から〇〇円の間ぐらいで、かかると思います。今回、7 反のケースですので、〇〇円から〇〇円がかかり、別途登記費用も発生するかと思います。
以上です。

議長 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 100 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 100 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 101 号 ＝

議長 議案番号第 101 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 101 号。権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 地元農業委員として 4 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米・麦を中心に約 2.6ha の規模で営農されています。
譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 101 号に賛成の方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 101 号は申請どおり当委員
会において許可することに決定します。

= 議案番号第 102 号 =

議長 議案番号第 102 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 102 号に入ります前に、1つ訂正をさせていただいてよろしいでし
ょうか。

事務局 先ほど、〇〇委員から、100号の贈与税のお話があった件で、税率が違っており
ましたので、再度、訂正のご説明をさせていただきます。

今回、基礎控除1,100,000円を引いた後の金額が〇〇円とお伝えしましたが、
〇〇円の場合は、一般税率15%ということで〇〇円。引くことの控除額100,000
円。それから、引くこととなりますので、〇〇円。先ほどお伝えした金額とあまり
変わらないのですが、計算の倍率が違っておりました。申し訳ありません。

事務局長 訂正をさせていただきます。

事務局長 それでは、議案番号第102号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請事由は、譲渡人、譲受人の要望で、総額〇〇円、10a当たりの対価は〇〇円
です。

議案の位置図は、5ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 ○番の〇〇です。
 地元農業委員として4月27日に事務局と現地確認を行いました。
 今回の申請は、福岡県在住の譲渡人より、遠方におられるため耕作や管理ができないので、隣接の譲受人へ売買するための申請となります。
 譲受人は現在、鹿島市でみかんや柿を中心に約0.5haの規模で営農されています。
 譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。
 ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第102号に賛成の方の挙手を求め
 ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第102号は申請どおり当委員
 会において許可することに決定します。

＝議案番号第103号＝

議長 議案番号第103号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第103号。権利の種類は、使用貸借権設定です。
 申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
 申請事由は、後継者が亡くなられたことにより、経営移譲年金受給のため、祖父
 から孫に対し30年間の使用貸借権設定です。
 以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第103号に賛成の方の挙手を求め
 ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 103 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 104 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 104 号、事務局に説明を求めます。

○番 ○番の〇〇です。議案番号第 103 号の地図がないです。

事務局長 103 号の地図はございません。

103 号につきましては、使用貸借権設定でございますので、1 つずつの農地の異動につきましては、図面等をお付けしているところですが、この部分につきましては、多岐にわたるということで、省略をさせていただいております。

今までも、そういったことで行ってございましたので、この分で進めさせていただきたいと思います。

○番 ○番の〇〇です。

書類を作成されるのは大変だと思います。私が言いたいのは、図面を何回でも重ね刷りしたようなことがあります。例えば、119 号あたりは、重なり重なりして、本人の名前の上に、違う人の名前が写ったりしているので、これだけ、苦勞をされていると思うのですが、○番の委員が言われたように、書類作りは大変だと思うのですが、我々も一回一回現地には行きませんので、書類が頼りですので、よろしくお願いします。

事務局長 先ほどのご指摘でございます。図面につきましては、第 4 回の総会の折にも、指摘をしていただきました。

それで、職員のほうも、できる限り分かりやすく思っております。この図面につきましては、GIS というシステムや農地情報システムを利用して、作成をしておりますが、拡大・縮小するとき、地番、お名前、面積、地目等を表示した場合、これを 1 つ 1 つ修正液で消すというのも、非常に厳しいものがあります。厳しいものがありますが、できる限り、今後の分かりやすい地図の作成に努力をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局 ご指摘、ありがとうございました。今回、119 号の図面についてですが、確かにもう少し、寄って拡大すれば、わかりやすい図面ではありました。

今回、119 号で作るにあたって、頭に置いたのが、あっせんの申出の議案ということで、もちろん形でもですし、周りにどういう方が持っていらっしゃるかという所もわかるように、できるだけ広げてお示しをさせていただきたいなという意図がありました。

図面をずっと見ていただくと、3条とか4条とかは、もっとアップした図。議案としては大事な図ではありますが、位置・形・持ち主・近隣の持ち主がわかりやすくというものをメインに。119号のあっせんの申し出については、できるだけ引いて、周りの方が、誰がいらっしゃるよというところを、書類でしか、委員さんにお示しできないので、事務局としても、頭に置かせていただいているところもありますけれども、委員がおっしゃられているところは今後、気をつけて、頭に入れながら、作成をさせていただきたいと思います。

議長 それでは、議案番号第104号の説明からお願いします。

事務局長 議案番号第104号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6ページから7ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として4月25日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、隣接する宅地と一体的に利用する目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第104号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 104 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 105 号＝

議長 議案番号第 105 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 105 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 4 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用機械倉庫、農業用資材置用パイプハウス、苗床置場の整備を目的とするものであります。なお、すでに一部転用されていることには十分指導しております。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 105 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 105 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 106 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 106 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 106 号。5 条においての権利の種類は、所有権移転（売買）です。申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、〇〇番、〇〇番につきまして、農地区分は、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

次に、〇〇番につきまして、農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 4 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請については、太陽光発電設備の設置を行われるものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、一部、既に無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 106 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 106 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 107 号＝

議長 続きまして、4.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 107 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 107 号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、〇〇番につきまして、農地区分は、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

次に、〇〇番ですが、農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、12 ページと 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として4月25日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、譲受人〇〇氏が隣接地の宅地に住宅の建設を計画されており、その宅地進入路及び駐車場として利用されるための申請となります。

申請地は、宅地、〇〇高校、道路に囲まれた農地で、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第107号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第107号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 108 号＝

議長 議案番号第108号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第108号。権利の種類は、所有権移転（売買）です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第3種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14ページから15ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 ○番の〇〇です。
地元農業委員として4月25日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、譲受人〇〇氏が一般住宅の建設を計画されています。
申請地は、宅地と道路に囲まれた農地で、区長、生産組合長、隣接宅地所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第108号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第108号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 109 号＝

議長 議案番号第109号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第109号。権利の種類は、所有権移転（売買）です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
まず、〇〇番、〇〇番につきまして、農地区分は、第3種農地。
農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。
次に、〇〇番、〇〇番につきまして、農地区分は、第1種農地。
農地区分の該当事項は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、16ページから17ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として4月26日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、資材・車両置き場及び住宅敷地の一部を目的とするものです。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第109号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第109号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 110 号＝

議長 議案番号第110号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第110号。権利の種類は、所有権移転(売買)です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第2種農地。
農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、18ページから19ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として4月27日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、宅地進入路の拡張を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていること
から、転用はやむを得ないと判断します。
なお、既に無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第110号に賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第110号は原案のとおり申請
を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 111 号＝

議長 続きまして、5.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第111号
について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第111号。願い出農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後も再び農地と
して利用されることはない判断し、申請を受理しております。
議案の位置図は、20ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の〇〇です。
地元農業委員として 4 月 25 日に〇番の〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。

非農地証明の願い出があった土地は、平成 5 年の圃場整備事業の際、宅地進入路が付替えられ畑として換地されておりましたが、以前より宅地進入路として利用されており、また周辺の状況を見ても再び農地として利用される可能性もないと判断しました。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、非農地として証明することはやむを得ないと判断致します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 111 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 111 号は非農地として当委員会承認することに決定いたします。

＝議案番号第 112 号＝

議長 続きまして、議案番号第 112 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 112 号。願い出農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後も再び農地として利用されることはない判断し、申請を受理しております。
議案の位置図は、21 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 ○番の〇〇です。
地元農業委員として 4 月 28 日に〇〇委員、事務局、申請人と現地確認を行いました。

非農地証明の願い出があった土地は、昭和 60 年頃に圃場整備事業により宅地進入路が付替えられ畑として換地されておりましたが、平成 4 年に申請人が公売により取得した時から、田への進入路として利用されており、また周辺の状況を見ても再び農地として利用される可能性もないと判断致しました。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、非農地として証明することはやむを得ないと判断致します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 112 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 112 号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

＝ 議案番号第 113 号 ＝

議長 続きまして、6. 議案番号第 113 号 「令和 4 年白石町農用地利用集積計画 (5 号) の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第113号の「農用地利用集積計画 (5号) の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は13件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから8ページの相対での設定が76件、9ページから12ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が49件、合わせて125件の計画が提出されており、賃借権設定が120件、使用貸借権設定が5件となっております。

区分の内訳として新規が37件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが10件ありました。再設定は88件でした。

今回の利用権の総面積は555,134㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが72件、会社法人によるものが4件、農地中間管理機構によるものが49件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、138件

とも承認が相当と判断いたします。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず、所有権移転について審議します。
これについても議事参与の制限がございます。○番、○○委員については、退室
をお願いします。
所有権移転について、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 113 号（所有
権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 113 号（所有権移転）につ
いては、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 ○番、○○委員の入室を認めます。

議長 利用権設定について審議します。
これについては議事参与の制限がございます。○番、○○委員、○番、○○委員
については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。
質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 113 号（利用
権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 113 号（利用権設定）につ
いては、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 114 号 ～ 議案番号第 122 号＝

議長 続きまして 7. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の

指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 114 号から議案番号第 122 号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。9 ページからの分でございます。
農地の売渡し希望でございます。議案番号第 114 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、江北町の〇〇氏です。
申請理由は、負債整理のための農地処分でございます。
議案の位置図は、22 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 115 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、白岩の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、23 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 116 号。議案書の 10 ページです。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新観音の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、24 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 117 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新観音の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、25 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 118 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、南区の〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、26 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 119 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、大西の〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、27 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 120 号。11 ページでございます。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、大西の〇〇氏です。
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。
議案の位置図は、28 ページから 30 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 121 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、共栄の〇〇氏です。
申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。
議案の位置図は、31 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 122 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新明 3A の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、32 ページから 34 ページをご覧ください。

以上、議案第 114 号から議案第 122 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 114 号から議案第 122 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 114 号から、あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 114 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 115 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 116 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 117 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 118 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 119 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 120 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 121 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 122 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 114 号 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 115 号 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 116 号 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 117 号 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 118 号 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 119 号 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 120 号 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 121 号 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 122 号 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 担当の職員でございます。議案書に書いておりますが、確認の意味で読み上げた
と思います。

議案番号第 114 号は、〇〇。
議案番号第 115 号は、〇〇。
議案番号第 116 号は、〇〇。
議案番号第 117 号は、同じく〇〇。
議案番号第 118 号は、〇〇。
議案番号第 119 号は、〇〇。
議案番号第 120 号は、〇〇。
議案番号第 121 号は、〇〇。
議案番号第 122 号は、〇〇、以上でございます。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 あっせん委員になられた方は、よろしくお願いします。

＝議案番号第 123 号＝

議長 続きまして、8. 議案番号第 123 号「令和 4 年最適化活動の目標設定等(案)の承認について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 123 号、「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和 4 年最適化活動の目標設定等(案)の承認について」をご説明いたします。

資料につきましてはA4 の別紙様式 2 にある分になります。

この分につきましては、平成 21 年の法改正によりまして、農業委員会の事務を適正に実施するため、農地等の利用最適化の推進状況など、農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、公表をすることと定められております。

令和 3 年度の点検・評価につきましては、毎年 5 月の総会におきまして、本案件が議案として、お諮りをさせていただいているものと、委員方々において、ご理解とご認識をさせていただいているものと思っておりますけれど、令和 3 年度の目標、その達成に向けた活動の点検・評価について作成をしております。

この総会で、ご承認を受けました後、この令和 3 年度の案をホームページ等で公表いたしまして、地域の農業者方々から意見及び要望等を募集することとなっております。募集して異議がなかった場合は、そのまま、県・国のほうに報告をするという手続きになっております。

続きまして、9 ページ目から 11 ページ目までが、令和 4 年度最適化活動の目標設定等(案)を記載いたしております。令和 4 年度から国の制度改正が農林水産省のほうから示されておりまして、各農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化推進の目標を定めると共に、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況において、公表をしなければならないと明示をなされております。

今回、お諮りいたします目標を基にし、農地利用の最適化のための農業委員会、また、農業委員の皆様がたの活動に対する必要な経費を、この目標の達成度合いに応じて支援すると定められています。

特に、資料 11 ページの中ほどをご覧ください。

2 最適化活動の活動目標ということで、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数の目標ということの項目を記入する必要があります。ここの目標の日数ということで、今現在、月 10 日活動をしますと記入をいたしておりますけれども、ここの 10 日という数字につきましては、国、農林水産省が定めた日数になります。あくまでも、農業委員、推進委員につきましては、月 10 日の活動を目標としてくださいということで、日数のほうが明記をなされております。

昨年度までは、農業委員の活動については、活動日数の明記はありませんでしたけれども、制度改正によりまして、本年度からの活動日数が明記なされています。特に、この活動日数の目標に対しまして、先ほど申しました活動の交付金が支払われることとなりますけれども、現在、国のほうから示されております資料によりまして月当たりの活動日数が 5 日以下の場合、5 日の活動をなされていない農業委員等がおられた場合については、この農業委員には、報酬を支払うことはできない。5 日以下の活動しかされていない農業委員がいらした場合は、その農業委員には、この交付金は活用することはできないと明記なされております。

私達もないと考えておりますけれども、仮に、月に 1 日も活動をしていない委員がいらした農業委員会におきましては、この交付金全体を交付しないという、厳しい内容に改正をなされております。

4 月の総会の折にも、〇〇のほうから、活動報告の内容について、お話をさせていただいておりますが、日常的に、農地の件について、地域の周辺の方々とお話された内容で、日頃、農作業のために圃場に行く場合とか、買い物等で出られた場合に、仮にこの圃場については、放棄地になりそうだなとか、圃場があれば、その圃場を確認するなど、些細な事でも結構ですので、必ず記録として残していただきますようお願いをしたいと思います。この交付金自体が支給されないということがないようによろしくお願ひしたいと思います。

ご存じだと思いますけれども、この交付金につきましては、国の会計検査の対象となり、特に今回、こういう制度改正がなされておりますので、この活動記録簿の内容につきましては、必ず調査が入るものと、県のほうからも情報が入っておりますので、記入漏れがないよう、よろしくお願ひしたいと思います。

この件につきましては、例年 5 月にお諮りしているものをご理解をお願ひしたいと思います。

あと、この活動の内容を記録して下さいということで、お願ひをしております。先月の農業委員会の折にも、4 月分の活動をメモしていただいて、この総会前に、総会資料といっしょに送付しました活動記録簿に記入をして下さいとお願ひをしております。なかなか、煩雑な事かと思いますが、この活動記録簿の記入につきましては、農業委員の業務の一部として、活動を記録する必要がありますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単になりますが、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。

この様式ですけれども、これは、国・県が定めた様式ですよ。

その中で、真ん中のほうのところの農業者数のところで、農業就業者数が3,149、女性1,545、40代以下が476と、これは、総数の内訳ではないのですか。

それと、一番下の左側の農業委員数のところですが、定数が37名、実数が37名はいいのですが、その下のほうは、これは内訳になるのですよね。そうすると、単純に足していくと、この37に対して26人の農業委員しかいないという状況になっていますけれども、残りの11人はどこか当てはまる場所はあるのですか。

事務局 まず、農業者数の内訳につきましては、農林業センサスという国の統計調査の中身で記入することになっておりますので、農林業センサスの調査項目をそのまま記入しております。これが、内数で、3,149人のうち、女性が1,545人いらっしゃいますと、40代以下が、これは男女になると思いますが、476名いらっしゃると記入をさせていただいております。

ここで、農業委員数の内訳ということで、19人・4人・1人・2人、合計しても37にならないと、ご指摘を受けております。これについては、令和3年度の4月の時の数値をそのまま記入をさせていただいております。中身については、調べさせていただいて、修正がある場合は修正をして、再度、6月の時に報告をさせていただきたいと思っております。その点、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

○番 ○番の○○です。

5ページの違反転用への適正な対応の現状及び課題のところの課題で、管内の農地の殆どは、水田経営所得安定対策でカバーされているが、経営農地が分散しており、集団化により農作業の効率化を図る必要があると書いてあるが、意味が分からないです。

事務局 これについても、前回の分をそのまま記入をしておりますが、この現状と課題には、合っていない内容となっておりますので、ここについては、修正をさせていただきます。

議長 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第123号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第123号は当委員会で承認す

ることに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 あっせん申し出の取下げについて
- 3 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 第6回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 47 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員